

議案第42号

愛西市表彰条例等の一部改正について

愛西市表彰条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市表彰条例等の一部を改正する条例

(愛西市表彰条例の一部改正)

第1条 愛西市表彰条例（平成18年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

(愛西市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第6項中「当該各項」を「これらの規定」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第2項又は第3項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 愛西市職員等の旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第6項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(愛西市消防団条例の一部改正)

第4条 愛西市消防団条例（平成17年愛西市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第9条第2項第1号中「前条第3号を除く各号」を「前条第1号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。